

資料

○中城村地域包括ケア推進協議会設置要綱

平成 19 年 12 月 17 日 訓令第 36 号

(目的)

第 1 条 本村に居住する高齢者、障害者及び障害児（以下「高齢者等」という。）が、地域で安心して生活できるよう支援し、自立と社会参加を図るため、保健、医療、福祉、教育、就労等各種サービスの提供について包括的に調整し地域ネットワークを構築することを目的に、中城村地域包括ケア推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織及び構成員)

第 2 条 協議会は、委員 15 名以内とし、次の各号で掲げる者で構成し中城村長（以下「村長」という。）が選任する。

- (1) 保健・医療・福祉の専門家
- (2) 学識経験者
- (3) 高齢者等当事者団体
- (4) 指定相談支援事業所
- (5) 高齢者等福祉団体関係者
- (6) 教育関係者
- (7) 就労団体関係者
- (8) 中城村社会福祉協議会
- (9) その他村長が必要と認める者

2 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は再任することができる。

(会長及び副会長)

第 3 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選でこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任務)

第 4 条 協議会の任務は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 困難事例への対応のあり方に関する協議、調整
- (2) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
- (3) 地域の社会資源の開発、改善
- (4) 高齢者等の権利擁護に関する事項
- (5) 地域支援事業の評価等に関する事
- (6) 高齢者等に関する各種計画の策定、進捗管理及び評価に関する事
- (7) その他の高齢者等の保健福祉の推進に必要な事項

(会議)

第 5 条 会議は、必要に応じて会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 前項の規定により会議が成立し、審議する事項について、出席委員の過半数の合意があれば当該事項の処理を行うものとし、可否同数の場合は委員長がこれを決定する。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求め、意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第6条 第4条における事項を検討するため、協議会の下に、次の各号に掲げる専門部会を置く。

- (1) 高齢者部会
- (2) 障害者部会

- 2 部会の構成員は、第2条に規定する組織の関係職員とする。
- 3 第1項における専門部会に、部会長を置き、次の各号に掲げる者が部会長の任につく。
 - (1) 高齢者部会 地域包括支援センター管理者
 - (2) 障害者部会 指定相談支援事業所
- 4 専門部会は、必要に応じて部会長が招集する。

(個別支援会議)

第7条 専門部会の下に、個別支援を検討するため、個別支援会議を置く。

- 2 個別支援会議の構成員は、第2条に規定する組織の関係職員とする。
- 3 事務局は、必要に応じて、個別支援会議を招集し、その進行を努める。

(秘密保持)

第8条 協議会、専門部会、個別支援会議（以下「協議会等」という。）の構成員は、正当な理由がなく、協議会等の職務により知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

- 2 協議会等が第5条第4項による協力要請を行う場合は、個人情報保護に留意しなくてはならない。

(協議会等の委員の報酬)

第9条 協議会等の委員の報酬及び費用弁償は、中城村特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例に基づき支給する。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、福祉課に置く。

(その他)

第11条 この訓令に定めるもののほか、協議会等の運営に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成19年12月28日から施行する。